

## パブリックコメント

(出入国管理及び難民認定法施行規則の一部を改正する省令案について)

2017年3月2日

特定非営利活動法人 名古屋難民支援室

住所：〒460-0002 名古屋市中区丸の内 2-1-30

丸の内オフィスフォーラム 7F 川口法律事務所内

TEL：070(5444)1725 FAX：052(308)5073

特定非営利活動法人名古屋難民支援室は、難民等の国際保護の対象者が日本で迅速かつ適切に保護を受け、安心と尊厳を持って生活できるように支援している市民団体です。これまでの草の根の難民支援活動の経験に基づき、「真の難民の迅速かつ確実な保護」の観点から、当該の省令改正案に対して以下の通り意見を述べます。

### 1. 「難民認定に係る権限等を地方入国管理局長に委任」について

(意見の骨子)

- (1) 難民認定に係る権限を法務大臣から移すことは歓迎するが、難民と直接インタビュー等の調査を担当する難民調査官に委任されることが望ましい。
- (2) 難民認定に係る権限の委任は、認定／不認定に関わらず、すべての案件について委任されることが確保されなければならない。

(理由)

難民審査の期間が長期化する主たる原因として、地方入管局から本省に進達されてからの書面審査での手続きに時間がかかっていることが挙げられます。特に、難民認定される案件では、不認定にされる案件よりも平均で一次手続では約6ヶ月、異議(審査請求)手続では約1年も長期化しています。この点、難民認定の権限を地方入管局長に委任することは、手続きの迅速化につながるものであり、歓迎できます。

その一方で、地方入管局長は難民法等に専門性を有すとは限らず、書面審査という点では本省又は法務大臣による判断との違いはなく、最終判断権者として適切ではありません。最終判断は、難民と直接的なインタビューや調査を担当する難民調査官へ、その難民法等の専門性を高めることを前提にして、委任されるべきであると考えます。

改正案によれば、第61条の2の但し書きで法務大臣が難民の認定等を行うことを妨げないとされ、実際に複数のメディアで「明らかに難民条約上の難民に当たらない理由や、不認定となった前回と同じ理由での申請については、地方入管局で「不認定」とする。他方で難民にあたる可能性が高い人や人道上の配慮が必要な人については本省で判断する。」(2017年2月2日付朝日新聞)との趣旨が報道されています。つまり、難民申請後に振り分けされたB案件とC案件のみを地方局で判断し、保護の必要性が高いA案件とD案件については従来通り地方局から本

省に進達されて判断されるとの想定が読みとれます。これが事実であれば、当団体は強く反対します。なぜなら、これは現在運用されている簡易進達をさらに簡略化するのみで、難民申請数が急増する以前から長期化している認定案件についての迅速化の取り組みにはほとんどならないからです。難民の保護法益の重要性からすれば、難民にあたる可能性の高い案件こそ、迅速に保護すべきです。さらに、重要法益の侵害（迫害の恐れのある国への送還と基本的人権の侵害）を防ぐためには不認定案件こそ慎重な判断が求められるべきです。

したがって、難民認定に係る権限の委任は、B 案件と C 案件だけでなく A 案件と D 案件についても確保されなければなりません。そのため、「法務大臣が自ら行うことを妨げない」とする但し書きを削除し、仮に同但し書きを削除しない場合でも、取扱要領等において、A 案件と D 案件も地方入管局長に委任されていることを明確にするべきです。

## 2. 「再申請用の難民認定申請書の様式の新設」について

(意見の骨子)

**再申請用の難民認定申請書を新設すること自体については賛成する。**

**ただし、記載の一部について修正が求められる。**

(理由)

現状では、難民認定者の約 10 パーセントが複数回申請者であり、それ以上の割合が人道配慮または資格変更等で保護されています。申請者個人の状況や出身国情勢の変化など新たな迫害事情により保護される者もいれば、前回の申請では認められなかった主張を立証する新しい証拠を出すことで保護される者もいると理解しています。つまり、再申請が一部の難民にとっての手続的なセーフティネットになっているといえます。

再申請用の難民認定申請書では、新たな迫害事情を想定した質問が書かれています（質問 1 から 5）。新たな迫害事情の主張は、実質的には初回申請と同様であることから、これを再申請から拾い上げることは必要です。また、同申請書では、新たな迫害事情がない場合でも、前回申請で主張できなかった資料を提出する余地が認められており、難民の確実な保護のために必要であるといえます。

しかしながら、その一方で、改正案の再申請用の難民認定申請書の様式（別記第 7 4 号の 2 様式）には、2 頁目の注意事項において「提出したい書類がある場合は、本日から 2 週間以内に提出してください」との記載があり、4 頁目 6 には「（資料は日本語に翻訳して 2 週間以内に提出してください）」とあります。しかし、例えば出身国から資料を取り寄せ、それを日本語に翻訳することを考えた場合、申請から 2 週間以内に提出することは極めて困難であることは明らかです。申請者が同記載をみて資料の提出を諦めることや、受理する担当者が同注意事項にチェックがない申請書の受け取りを拒否する可能性等を勘案すると、実質的に難民認定申請の機会が奪われることになりかねません。したがって、資料を日本語に翻訳して 2 週間以内に提出することを求める 2 か所の記載は削除されるべきです。